

令和 6 年度第 1 回静岡市大規模小売店舗立地審議会 会議録

日 時 令和 6 年 6 月 20 日(木)13:30～15:00

場 所 静岡市役所 新館 17 階 172 会議室

出席者 〈委員〉

岸委員（会長）、石川委員、岩邊委員、鈴木委員、原委員

※高木委員、伊達委員、堀委員は欠席

〈事務局〉

商業労政課 平尾課長、横田係長、渡部主任主事、松本主任主事

〈届出関係者〉

コーナン商事株式会社 2 名

株式会社山田設計 1 名

株式会社エスパシオコンサルタント 1 名

傍聴人 なし

議 事 （仮称）コーナン PRO 駿河区富士見台店 法第 5 条第 1 項の新設届出について

会議内容

〈開会〉

〈商業労政課長挨拶〉

〈審議会について〉事務局から資料 1・2 により説明

〈会長、副会長の選出〉

- ・ 会長に岸委員を推薦する意見あり。異論なし。岸委員を会長に選出。
- ・ 岸会長が石川委員を副会長に指名。石川委員から承諾あり。

【岸会長】

＜定足数の確認＞

- ・ 過半数以上の委員の出席を確認。

＜議事録署名人の指名＞

- ・ 石川委員を指名。

<議事> (仮称) コーナソ PRO 駿河区富士見台店 法第5条第1項の新設届出について

【岸会長】

事務局から、届出の概要及び市の審査状況の説明を求める。

【事務局】

(資料3により、届出概要及び審査案について説明)

【岸会長】

届出関係者に入室していただく前に、論点整理の時間とする。皆様からご意見ご質問をいただきたい。

まず、交通の面でご意見があれば発言をお願いしたい。

【石川委員】

荷捌き車両について、時間帯や側道への配慮は特になく出入口①②ともに出入りすることによってよいのか。出入口①のみとするなど、通学路への配慮があってもよいと考える。

【岸会長】

荷捌き車両は大型車両か。

【事務局】

荷捌き車両は出入口①②ともに使用することとなっている。大型車両はなく、小型・中型車両のみとなっており、搬出入計画としては1日計5台の車両が荷捌きを行うことが、届出書P7で示されている。

【岸会長】

出入口②に関しては道路が狭いことから、大型車両だとすると懸念が大きいですが、中型車両であれば問題ないと考えられる。

【岩邊委員】

・駐車場について、万が一38台で足りなくなった場合には従業員用駐車場を開放するとあるが、駐車している従業員の車両はどうするのか気になる。38台で十分充足するとは思いますが、また、従業員用駐車場が空いていたら来客者が駐車してしまうのではないかと。

・図面3でアイドリングストップ周知看板の位置を記載していただいているが、1カ所、従業員用駐車マスの後ろになっている。従業員の車両で看板が隠れてしまったら意味がないため、看板の位置が適切ではないと考える。

・そもそも看板はどういった形態のものなのか。

【事務局】

詳細まで確認できていないため、この後事業者を確認していただきたい。

【岸会長】

38 台以上入ってきた場合でも、駐車待ちできるような滞留スペースが敷地内にあれば、安全確保ができると考えられる。

【原委員】

必要駐車台数の算出に関して、既存店舗の来店客数の実績値を用いた計算である一方、平均乗車人員は指針式どおり 2 人となっている点について、業態上、1 人の来客が多いのではないかと事前に指摘させていただいた。事業者から補足説明をいただいたが、38 台で足りる根拠の説明が不十分と考える。

【岸会長】

仮に平均乗車人員を 1 人にした場合、必要駐車台数はどうなるのか。

【事務局】

計算上、平均乗車人員を 2 人から 1 人とする、必要駐車台数は 2 倍となる。ただ、他店舗での実績も踏まえて 38 台で充足するということであるため、より詳細な説明を事業者に求めたい。

【石川委員】

・コーナン PRO は主に専門業者を対象としたお店であり、現状の駐車台数で駐車場が埋まってしまうことはないという事業者の説明は理解できる。しかしながら、店舗利用者は運転に慣れた方が多いと予想されるため、繁忙期等には交通誘導員の配置をしていただき、特に通学路に対する配慮をしていただきたい。

・岩邊委員ご指摘があったとおり、アイドリングストップの看板についても配慮していただければと思う。

【岸会長】

・事前の指摘事項に対する回答では、駐車台数が十分である根拠を示すのに熱田四番町店が例示されているが、届出書で算出に用いられている類似既存店舗は、堺三宝店、岡山豊成店となっている。説明に用いる店舗は統一したほうがよい。

・必要駐車台数について、石川委員からも店舗の業態上 38 台で充足すると考えられるとお

話があったが、この後、補足説明をしてもらったうえで、台数は問題なしとしてよさそうか。

(委員から異論なし)

【鈴木委員】

出入口①側の幹線道路に中央分離帯等はあるのか。なければ右折出庫が発生すると思われる。

【事務局】

幹線道路には中央分離帯がないため、出入口①から右折出庫できてしまう。

【鈴木委員】

北方向への退店は、出入口②を右折出庫して交差点を右折する経路となっているが、出入口②からその先の交差点まではあまり距離がなく、出入口②から出庫しにくいと感じる車は、出入口①から右折出庫しようとすると思われる。路面標示以外の対応策はあるのか。

【事務局】

現状確認できていないため、後ほど事業者を確認していただきたい。

【鈴木委員】

繁忙期以外は交通誘導員の配置がなされないことを考えると、路面標示以外の対策があるか確認するべきと考える。

【岸会長】

- ・プロショップ業態のため、中型以上の来店車両も多いのではないか。その場合、特に道幅の狭い出入口②を考えると、交通誘導員による誘導がないと右折出庫しにくいと考える。
- ・交通関係の主な論点をまとめると、駐車台数に関する補足説明、出入口①②の出庫についての対策、アイドリングストップ看板について、事業者を確認したい。
- ・騒音、廃棄物関係についてはどのように考えるか。

【岩邊委員】

- ・先ほど話のあったアイドリングストップの看板の内容については確認をとりたい
- ・周辺住民との騒音トラブルを防ぐため、荷捌き・廃棄物収集業者との契約時に、ドライバーへの講習やマニュアルによる指導を徹底させることが望ましい。少なくとも、責任者には意識を持たせることが重要である。

【岸会長】

契約時に注意事項の説明をするとあるが、騒音対策がなおざりにならないようにしていただきたい。そちらについても事業者を確認をとる。

【原委員】

届出書には、廃棄物運搬処理業者が未定となっているが、最新情報を確認したい。

【石川委員】

業態的に、大きな資材等はバックヤードに収まらず外に置くことが考えられるが、駐車場等に置かれることがないように注意してほしい。

【岸会長】

論点整理ができたため、届出関係者の方々にご入室していただき、皆様からご指摘いただいた事項について、ご説明いただくこととする。

(届出関係者入室)

【岸会長】

それでは、交通関係からお願いをしたい。

【岩邊委員】

- ・アイドリングストップ看板の設置場所について、従業員用駐車マスのところにあっても来客車両への周知の効果が薄いため、可能であれば位置を移動させたほうがよい。
- ・荷捌き業者・廃棄物収集業者に対して、静音化に努める意識を持たせるような教育の場を設けることが望ましい。

【届出書関係者】

- ・アイドリングストップ看板について、事前に提出させていただいた図面3修正版では県道側2カ所に設置することとしているが、追加で北側と南側にも1カ所ずつ設置するため、計4カ所となる。
- ・廃棄物収集業者については、契約時に注意事項の確認を行い、委託業者内で研修を行ってもらうが、作業時静音に努められているかどうかを店舗側でも確認をする。
- ・搬入についてもコーナンPRO関係者で静音化に努めるように徹底する。

【石川委員】

荷捌き車両の出入りについて、出入口①②ともに使用となっているが、道が狭くなっ

ている出入口②を使わず、出入口①のみ利用するといったことは考えていないのか。

【届出関係者】

- ・物流のルートによってどちらの出入口を利用するかは異なるが、出入口②側も歩道状空地を設けることで安全対策は出来ていると考えられる。
- ・今のところ、荷捌き車両の出入口をどちらかに限定するのは難しいが、可能な限り出入口①を使用するよう業者側に指導することは可能。

【石川委員】

- ・出入口②は、現状でも道路が混みあう時間帯があり混雑が予想されるため、荷捌き車両については出入口①を上手く使用する配慮をしてほしい。
- ・業態上、屋外に資材を配置されると思うが、保管場所、保管方法についての配慮はどのようにするのか。

【届出関係者】

外売りの資材等については駐車場部分に置くことはせず、店舗側に配置する。また資材が散乱することのないように徹底する。

【鈴木委員】

出入口①からの右折出庫を防止する対策は、路面標示以外ではどのようにお考えか。

【届出関係者】

オープン時には交通誘導員を配置し、右折出庫させないよう誘導を行う。また、開店後の様子を見て出入口①から右折出庫する車両が多数見受けられる場合は、注意喚起看板の配置を検討する。

【原委員】

届出書には廃棄物収集業者は未定とあるが決定しているのか。決定済みであれば、騒音対策について、静音化に努めるよう周知されているのか。

【届出関係者】

業者は決定済みであり、静音化対策について周知済みである。

【岸会長】

委員からの事前の指摘事項に対する回答の中で、駐車台数が充足する根拠を示すのに熱田四番町店を例示しているが、届出書において台数の算出に使用されている類似店舗は、堺

三宝店と岡山豊成店である。比較する店舗が異なるのはなぜか。

【届出関係者】

・熱田四番町店については同じ東海エリアであるほか、店舗面積が 3,379 m²とより大きな店舗でありながら、年間最繁忙日でも必要台数は 37 台ということで、今回の店舗が 38 台で充足する根拠としてお示ししている。

・堺三宝店・岡山豊成店は、店舗面積や立地条件に近い店舗として、一日の来客数を算出するにあたりその実績値を用いている。必要台数でいえば、堺三宝店は 20 台程度である。

【岸会長】

満車時に来店車両が公道上に滞留してしまう懸念があるが、敷地内では何台くらい滞留できるのか。

【届出書関係者】

最大 20 台近く内部で滞留できると考えられるが、駐車場が満車になることは他店舗の状況を見て現実的ではない。

【岸会長】

石川委員からもご指摘があったが、資材等を駐車場に置くようなことはないか。

【届出書関係者】

38 台の駐車場スペースに物を置くことはない。

【岸会長】

主な事項が確認できたため、届出関係者にはここでご退室いただく。

(届出関係者退室)

【岸会長】

・それでは審議に移る。
・交通関係について、他店舗の状況を考えると駐車台数は十分と考えられるが、そのほか確認すべきことはあるか。

【石川委員】

・出入口①について、右折出庫させないための対策をどのように考えているのか、具体的に

確認できなかったため、追加で事業者を確認していただきたい。

【鈴木委員】

・石川委員と同じく、出入口①から右折出庫が多数見受けられる場合に、どのような対策をされるのか具体的な説明を求めたい。

【岸会長】

- ・出入口①からの右折出庫対策について追加の確認を求めることとする。
- ・誘導員配置や路面標示のほかに考えられるとすると、右折禁止看板の設置等だろう。

【石川委員】

アイドリングストップ看板についても、フェンスのどの位置にどのように取り付けるかについて、具体的に確認していただきたい。

【岸会長】

あわせて、可能であれば前に車両が停まっても見えるような看板が望ましい。

【鈴木委員】

その場合も、出庫車両からの外部への視認性に配慮したものであるべき。

また、出入口①②とも通学路に面していることを、チラシやホームページでの掲載でもよいため来店者に周知し、配慮を促すべきと考える。

【石川委員】

南側に設けられる歩道状空地については、立ち入ってよいスペースであることを実際の歩行者が分かりやすいように色分けしてほしい。

【鈴木委員】

既存の歩道も緑色のペイントがされているため、あわせていただけるとよいのではないかと。運転者に対して、通学路であることを意識させられるとよい。

【岸会長】

今までの話をまとめると、事務局には追加で以下の事項を事業者を確認していただきたい。

- ・出入口①における右折出庫禁止の対策
- ・出入口②における入出庫の配慮と混雑対策
- ・アイドリングストップ看板の適切な設置

審議会としては、特に混雑が予想される出入口②について、開店後の状況を注視していただ

くことを前提に、「意見なし」とするということによろしいか。

(異論なし)

それでは、審議会として意見なしとし、審議が終了したため、進行を事務局にお返しする。

<事務連絡>

<閉会>